

平成 26 年 4 月 9 日
消 防 庁

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案に対する意見募集

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案について、平成26年4月9日から平成26年5月8日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項に規定する求め及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案第一項に規定する承認の請求の手續について規定する。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案について

○ 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成26年5月8日（木）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該規則を公布する予定です。



（連絡先）

消防庁防災課地域防災室

岡地補佐、馬内事務官

TEL 03-5253-7525（直通）

FAX 03-5253-7535

意見募集要領

1 意見募集対象

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案

2 資料入手方法

意見募集対象となる「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認の御連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：y.mauchi@soumu.go.jp

消防庁防災課地域防災室あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

（２）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
消防庁防災課地域防災室あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（３）FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7535

消防庁防災課地域防災室あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成26年5月8日（木）（必着）

（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁防災課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁防災課地域防災室 あて

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案について、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する 法律第十条第一項の規定による国家公務員の 消防団員との兼職等に関する規則（概要）

消防庁国民保護・防災部防災課

1. 経緯

議員立法により消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団法」という。）が平成 25 年 12 月 5 日に成立し、同月 13 日に公布された。

消防団法第 10 条において、消防団活動の充実強化を図る観点から一般職の国家公務員（非常勤職員（国家公務員法第 81 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）と消防団員との兼職に係る国家公務員法第 104 条の特例規定が設けられたところ。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案（以下「消防団法政令案」という。）において、一般職の国家公務員が消防団法第 10 条第 1 項により兼職を認められたとき等の職務専念義務の免除について規定する予定である。

これを受けて、本規則案において兼職及び職務専念義務の免除に関する手続について規定するところである。

2. 規則の概要

消防団法第 10 条第 1 項に規定する求め及び消防団法政令案第 1 項に規定する承認の請求の手続について規定する。

3. 施行期日

平成 26 年 6 月 13 日

4. スケジュール

【パブリックコメント】平成 26 年 4 月 9 日～5 月 8 日（30 日間）

【公 布】平成 26 年 5 月 30 日（予定）

内閣官房

○ 令第 号

総務省

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定を実施するため、及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第 号）
第一項の規定に基づき、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則を次のように定める。

平成二十六年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 新藤 義孝

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則

（兼職の請求）

第一条 一般職の国家公務員による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項に規定する求めは、別記様式第一号の兼職請求書でしなければならない。

(兼職台帳の整備)

第二条 所轄庁の長(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長)は、一般職の国家公務員の兼職に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一 兼職を認めた年月日

二 一般職の国家公務員の氏名及びその占める官職並びにその適用を受ける俸給表の種類及びその属する

職務の級

三 兼職先及びその階級名

四 兼職予定期間

(職務専念義務免除の承認の請求)

第三条 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消

防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令第一項に規定する承認の請求は、別記様式第二号の職務専念義務免除承認請求書でしなければならない。

附 則

この命令は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別記様式第一号

兼 職 請 求 書	
(注意) <input type="checkbox"/> のついた項目は該当する <input type="checkbox"/> の中にレ印を入れ、また数字は算用数字を使ってください。	
(所轄庁の長)殿 平成 年 月 日 (請求者) ㊟ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定により所轄庁の長の認めを求めます。	
1 請求者について	
氏名 (ふりがな)	生年月日 昭 平
	現住所
2 官職について	
所属局課名	職務内容と責任の程度
所在地	
官(役)職名	
俸 給俸給表().....級.....号俸	
勤務時間時.....分から.....時.....分まで 平均して、1月.....日、1日.....時間.....分 週のべ.....時間.....分	
3 兼職先について	
消防団名	階級名
兼職予定期間 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
上記の兼職を認める。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">平成 年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">(所轄庁の長)㊟</div>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第二号

<p>職務専念義務免除承認請求書</p>	
<p>(所轄庁の長) 殿 平成 年 月 日</p> <p>（請求者）所属： 氏名： ㊟</p> <p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令第1項の規定により所轄庁の長の承認を求めます。</p>	
<p>予定期間</p>	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日 時 分から</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日 時 分まで</p>
<p>上記の職務専念義務の免除を承認する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（所轄庁の長） ㊟</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。